

社会福祉法人畑田保育会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人畑田保育会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間六〇万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間一五万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、無報酬とし、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とし、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬)

第6条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、無報酬とし、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員等及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員等及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、この法人の役員及び職員の旅費規程に基づき旅費等を支給することができる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び職務証跡の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第11条 役員等及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 6 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1(出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理事長	0円	3,500円
	理事	0円	3,500円
	監事	0円	3,500円
評議員会出席報酬等	評議員	0円	3,500円
	理事長	0円	3,500円
	理事	0円	3,500円
	監事	0円	3,500円

別表2(勤務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等(日額)	5,000円	0円	
理事業務報酬等(日額)	5,000円	0円	
監事監査指導報酬等(日額)	5,000円	0円	
評議員業務報酬等(日額)	0円	5,000円	